

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策

1

新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移と政府等の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移

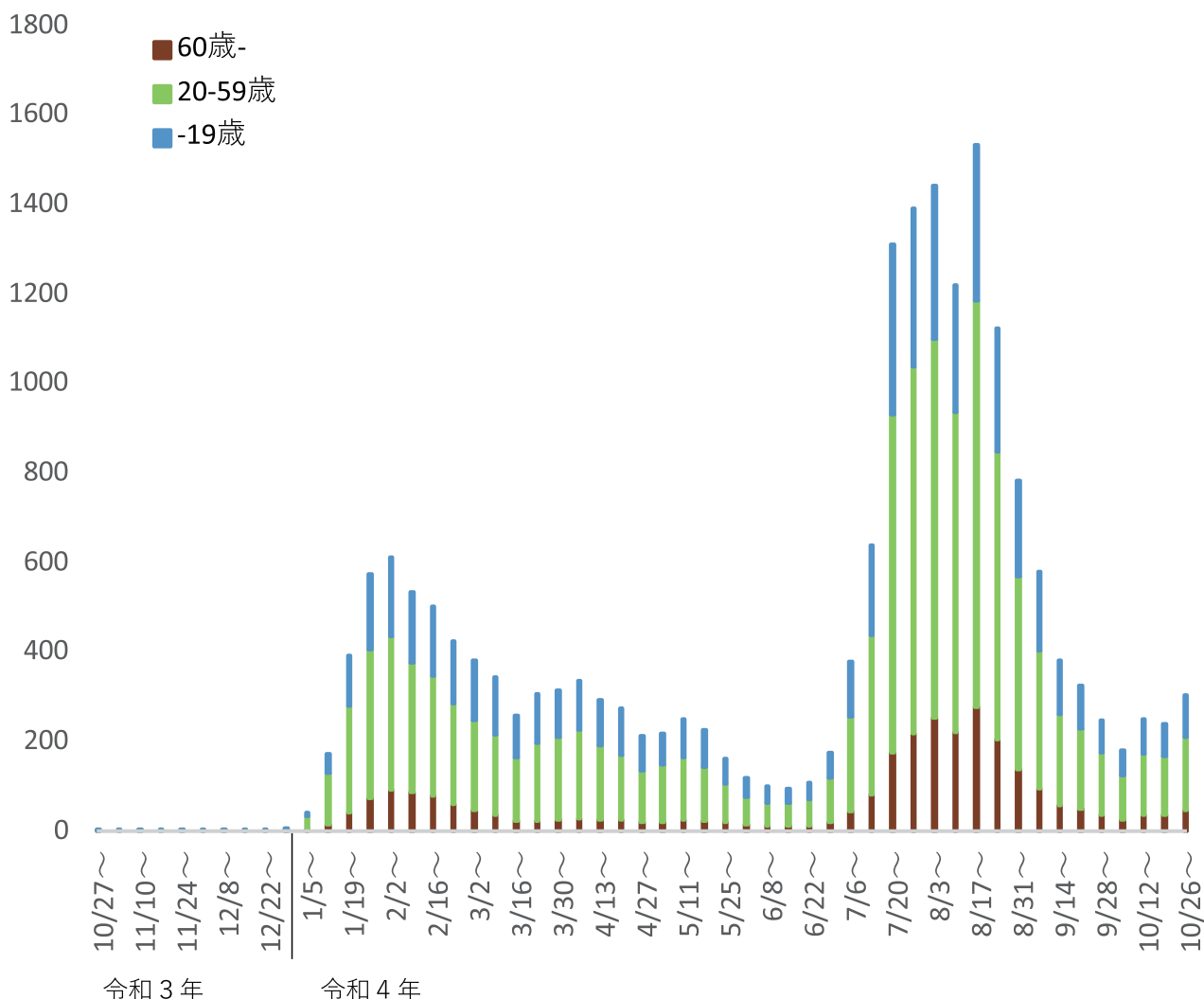
国内における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年11月1日までに、合計2,236万872人の感染者が確認されている（令和4

年11月1日時点、厚生労働省調査）。

令和3年7月からの感染拡大期以降における新規陽性者数は、令和3年9月以降、急速に減少したものの、12月下旬以降、再び増加傾向となった。令和4年1月には、新規陽性者数の急速な増加に伴い、療養者数と重症者数も増加傾向が見受けられた。

また、令和4年2月以降は、おおむね減少傾向であったが、6月下旬以降、再び増加傾向に転じた。7月中旬には、オミクロン株のBA.5系統への置き換え等による新規陽性者数の急速な増加に伴い、

特集 2-1 図 1週間ごとの新規感染者報告数（厚生労働省ホームページより引用）
（千人）



新規陽性者数に占める重症者数や死亡者数の割合は従前の感染拡大時より低水準であったものの、療養者数や入院者数は大きく増加した。その後、新規陽性者数は8月下旬をピークに、減少傾向に転じたが、10月以降、再び増加傾向がみられる（特集 2-1 図）。

なお、本感染症による令和4年11月1日現在の累計死亡者数は4万6,711人である（令和4年11月1日時点、厚生労働省調査）。

（2）近年の政府等の対応

令和4年における政府の対応としては、1月7日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、本特集において「特措法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の実施に係る公示を行った。その後、3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行った。

また、令和4年7月下旬には、感染者の急増に伴い、診療・検査医療機関等の外来医療を中心に医療機関等への負荷が急速に高まったことを受け、一定以上の医療の負荷の増大が認められる都道府県が「BA.5対策強化宣言」を行い、住民及び事業者への協力要請又は呼びかけを実施する際に、当該都道府県を「BA.5対策強化地域」と位置付け、その取組を支援することとした。

ワクチン接種に関しては、令和3年12月から3回目接種を開始し、接種券の配布促進や接種会場の増設、職域接種の積極的な活用の推進等により、令和4年2月中旬には、1日100万回接種を実現した。2月下旬からは、5歳から11歳までの子どもに対する初回接種（1・2回目接種）を開始したほか、3月下旬からは、12歳から17歳までの者への3回目接種を開始した。5月下旬からは、60歳以上の者や18歳以上60歳未満の者で重症化リスクの高い者などを対象とし、重症化予防を目的として4回目接種を開始した。7月下旬には、4回目接種について、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が対象とされた。9月上旬には、5歳から11歳までの子どもに対する3回目接種を開始し、また、9月下旬には、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の者を対象に、

従来株とオミクロン株の2種類の成分を含むオミクロン株対応ワクチンの接種を開始し、秋以降の感染拡大に備え、ワクチン接種を加速化することとされた。10月下旬には、生後6か月から4歳までの乳幼児に対する初回接種（1～3回目接種）を開始した。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月2日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、本特集において「感染症法等改正法」という。）が成立した。本改正法において、以下のとおり消防機関に係る事項も定められている。

- ・都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区、消防機関等の関係機関により構成される都道府県連携協議会を組織すること
- ・厚生労働大臣が定める基本指針及び都道府県が定める予防計画において、「感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項」等を新たに定めるものとする
- ・厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し、注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、救急救命士等に対し、当該注射行為を行うよう要請することができ、これらの者が、当該要請に応じて注射行為を行うときは、注射行為を行うことを業とすることができる

2

新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組

（1）消防庁の体制

消防庁では、令和2年1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置し、30日には、総務省対策本部の設置を踏まえ、消防庁においても、消防庁長官を本部長とする「消防庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

3月26日には、特措法に基づく政府対策本部の設置を受け、消防庁長官を本部長とする「新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部」（以下、本特集において「消防庁対策本部」という。）を設置した。

同月28日、政府における基本的対処方針の決定及び総務省における総務省対処方針の決定を踏まえ、消防庁においても消防庁対策本部を開催し、「新型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針」（以下、本特集において「消防庁対処方針」という。）を決定した。消防庁対処方針では、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、消防庁職員への注意喚起や、地方公共団体・消防機関等の関係機関との連携の推進等について、消防庁として迅速かつ適切に行うこととした。

消防庁は、その後、累次にわたる基本的対処方針及び総務省対処方針の改正及び変更を受け、消防庁対処方針を改正してきた。

（２）具体的な取組

消防庁においては、新型コロナウイルス感染症対策について累次の通知等を発出し、消防機関の円滑な活動の推進や、国民の安全確保に努めた。

ア 救急業務における対応

救急業務については、救急隊員の行う感染防止対策などの具体的手順の徹底や、保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築、救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力等を消防機関に要請した（特集 2-1 表）。

（ア）救急隊員への注意喚起等

救急分野における新型コロナウイルスへの対応のため、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け通知。以下、本特集において「2月4日通知」という。）では、救急業務の実施に当たって、保健所等との連絡体制を確保した上で、①都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務であること、②全ての傷病者に対して、標準感染予防策を徹底すること、③救急要請時又は現場到着時に、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと等の基本的な対応を消防機

関に示したところであり、以後、当該通知に基づき、消防機関が対応に当たっている。

救急現場における感染防止対策については、消防庁から消防機関に対して、累次の通知等を発出し、保健所等関係機関との連携や、マスク・手袋などの感染防止資器材の正しい装着方法、救急隊員の健康管理及び救急車の消毒の徹底といった、具体的な対応手順の周知・徹底を図ってきている。令和3年度には、厚生労働省から「N95 マスク等の個人防護具の取り扱いについて」（令和3年11月2日付け事務連絡）が発出され、N95 マスク等の個人防護具の例外的取扱いが廃止されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応に関するガイドラインが更新されたこと等を踏まえ、消防庁においては、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」を一部改訂し、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」としてとりまとめ、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について」（令和4年2月17日付け事務連絡）を発出し、全国の消防本部に周知した。

（イ）感染防止資器材の確保・提供等

こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、救急需要が増加し、感染防止資器材の使用量が増加したため、感染防止資器材の確保に支障が生ずる消防機関も発生した。このため、消防庁においては、救急搬送に当たって必要となる感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることのないよう、累次の補正予算等を活用し、



特集 2-1 表 新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部（局）及び全国の消防本部への対応状況（救急関係）について

○ これまで、都道府県消防防災主管部（局）及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を 52 回 发出。

【主な内容】

- 救急隊員の行う**感染防止対策**など具体的手順の徹底
- **保健所等関係機関**との密な情報共有、連絡体制の構築
- **救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力** など

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
① 令和2年1月16日（木）	「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」（事務連絡）	新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの
② 令和2年1月28日（火）	「新型コロナウイルス感染症への対応について」（事務連絡）	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの
③ 令和2年2月1日（土）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（消防消第24号・消防救第28号通知）	上記政令施行後の消防機関における対応を確認するもの（一のうち、④の发出に際して廃止）
④ 令和2年2月4日（火）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（消防消第26号・消防救第32号通知）	2/3付け厚生労働省通知を踏まえた消防機関における対応を確認するもの（一のうち、⑤の发出に際して一部改正）
⑤ 令和2年2月15日（土）	「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」（事務連絡）	2/4に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの
⑥ 令和2年2月28日（金）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」（事務連絡）	感染防止対策の徹底や保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの
⑦ 令和2年3月10日（火）	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策（第2弾）の決定等について」（事務連絡）	左記緊急対応策の決定や、救急隊の感染防止対策の改めなどの徹底等を確認するもの
⑧ 令和2年3月19日（木）	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの（一のうち、⑨の发出に際して廃止）
⑨ 令和2年3月26日（木）	「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/26付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑩ 令和2年4月14日（火）	「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について（依頼）」（事務連絡）	4/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑪ 令和2年4月18日（土）	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について（依頼）」（事務連絡）	4/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの（一のうち、⑬の发出に際して廃止）
⑫ 令和2年4月23日（木）	「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（消防救第103号通知）	左記調査実施への協力を求めるとともに、必要な対応を求めるもの
⑬ 令和2年4月27日（月）	「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」（消防救第109号通知）	日本臨床救急医学会からの提言を情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの
⑭ 令和2年5月13日（水）	「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について（依頼）」（事務連絡）	5/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑮ 令和2年5月27日（水）	「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について（消防消第163号・消防救第130号通知）	5/13付け厚生労働省通知を踏まえ、2/4付け通知（上記④）の内容を一部改正した旨を周知するもの
⑯ 令和2年5月27日（水）	「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について（依頼）」（事務連絡）	5/27付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑰ 令和2年6月19日（金）	「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	6/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑱ 令和2年10月23日（金）	「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	9/4付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
⑲ 令和2年12月7日（月）	「年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について（依頼）」（事務連絡）	12/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉑ 令和2年12月25日（金）	「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の发出及び救急隊の感染防止対策の推進について」（消防救第315号通知）	左記マニュアル等を参考に、引き続き救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るよう求めるもの
㉒ 令和3年2月16日（火）	「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について（依頼）」（事務連絡）	2/16付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉓ 令和3年3月2日（火）	「新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について」（事務連絡）	3/2付け警察庁事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉔ 令和3年3月24日（金）	「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	3/24付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉕ 令和3年4月15日（木）	「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について（依頼）」（事務連絡）	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉖ 令和3年8月23日（月）	「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」（消防救第297号通知）	8/23付け厚生労働省通知等を踏まえ、迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めるよう求めるもの
㉗ 令和3年8月26日（木）	「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設（入院待機施設）の整備への対応について（依頼）」（事務連絡）	8/25付け厚生労働省通知等を踏まえ、入院待機施設への移送・搬送について、関係機関と調整の上、適切に対応するよう求めるもの
㉘ 令和3年9月13日（月）	「新型コロナウイルス感染症患者等への酸素投与用の酸素使用量増加に備えた取組事例について」（事務連絡）	酸素使用量の増加が想定されることから、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要な対応を求めるもの
㉙ 令和3年9月15日（水）	「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応について」（事務連絡）	9/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉚ 令和3年10月1日（金）	「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」（事務連絡）	10/1付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉛ 令和3年11月24日（水）	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」（事務連絡）	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に示された「医療提供体制の強化」について、具体的な取組事項等を示し、必要な対応を求めるもの
㉜ 令和3年12月23日（木）	「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方への対応について」（事務連絡）	12/23付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉝ 令和4年1月20日（木）	「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化に向けた取組について」（事務連絡）	1/20付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会」において、関係者との間で連携など必要な対応に努めるよう求めるもの
㉞ 令和4年1月31日（月）	「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」（事務連絡）	1/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㉟ 令和4年2月15日（火）	「オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化への対応について」（事務連絡）	2/8付け厚生労働省事務連絡及び2/14付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊱ 令和4年2月17日（木）	「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について（事務連絡）	左記マニュアルを参考に、救急隊の感染防止対策マニュアルの再整備等を図るよう求めるもの
㊲ 令和4年3月3日（木）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底への対応について」（事務連絡）	3/2付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊳ 令和4年3月22日（火）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（事務連絡）	3/18付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊴ 令和4年4月15日（金）	「ゴールデンウィーク等の連休時の保健・医療提供体制の確保への対応について」（事務連絡）	4/13付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊵ 令和4年5月2日（月）	「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化への対応について」（事務連絡）	4/28付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊶ 令和4年7月6日（水）	「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化への対応について」（事務連絡）	7/5付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊷ 令和4年7月25日（月）	「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制への対応について」（事務連絡）	7/22付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、感染者の急増に伴う対応として、救急車の適時・適切な利用に関する取組など必要な対応を求めるもの
㊸ 令和4年7月28日（木）	「救急車内の消毒について」（事務連絡）	感染拡大により救急需要が大幅に増大している状況を踏まえ、救急隊員等の安全性確保を前提にしつつ、救急車内の消毒等の再点検を求めるもの
㊹ 令和4年8月2日（火）	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」への対応について（救急車の適時・適切な利用について）（事務連絡）	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」に示された、救急車の利用に関して、関係者と連携しながら、住民に対し分かりやすい情報提供に努めるよう求めるもの
㊺ 令和4年8月8日（月）	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応について（情報提供）」（事務連絡）	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」や、8/8付け厚生労働省事務連絡について情報提供するもの
㊻ 令和4年8月10日（月）	「お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保への対応について」（事務連絡）	8/9付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの
㊼ 令和4年8月19日（金）	「病床や救急医療のひっ迫回避に向けた宿泊療養施設や休止病床の活用等への対応について」（事務連絡）	8/19付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、病床や救急医療のひっ迫回避に資する取組について、必要な対応を求めるもの
㊽ 令和4年8月26日（金）	「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等への対応について」（事務連絡）	8/25付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、届出対象外の患者の移送について、引き続き、保健所等との連絡体制の確保など必要な対応を求めるもの
㊾ 令和4年9月7日（水）	「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（情報提供）」（事務連絡）	9/6付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、コロナ患者に係る全数届出の見直しが全国一律で行われる方針である旨を情報提供するもの
㊿ 令和4年9月13日（火）	「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しへの対応について」（事務連絡）	9/12付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、コロナ患者に係る全数届出の見直しが全国一律で行われることから、引き続き、保健所等との連絡体制の確保など必要な対応を求めるもの
㊱ 令和4年10月18日（火）	「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備への対応について」（事務連絡）	10/17付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、同時流行を想定し、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底等、必要な対応を求めるもの
㊲ 令和4年10月18日（火）	「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業（# 7119）の全国展開に向けた取組について」（消防救第318号通知）	同時流行に伴う救急需要の増大に備えて、# 7119の早期実施や体制強化について求めるもの
㊳ 令和4年10月31日（月）	「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えたりーフレットについて」（事務連絡）	同時流行を見据えた感染状況に応じた国民への呼びかけを効果的に行うためのりーフレットの周知について、協力要請があった場合の対応などを求めるもの

緊急的な措置として、消防庁がN95 マスクや感染防止衣などの感染防止資器材を調達して全国の消防本部に提供する形で支援することで、救急隊員の感染防止対策の徹底を図っている。併せて、消防庁が抗原定性検査キットを調達し、救急隊員間での感染防止等のため必要とする消防本部に提供する取組を実施しているほか、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、搬送用アイソレーター装置の整備を支援している。

(ウ) 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

2月4日通知においては、新型コロナウイルス感染症について、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされているが、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症を含む。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、保健所等と事前に十分な協議を行った上で移送に協力するよう、消防機関に要請している。

令和3年度以降の主な対応としては、令和3年8月には、「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」（令和3年8月23日付け通知）を発出し、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急要請時に、産科的緊急処置が必要であると判断した場合の対応等を消防機関に要請した。また、厚生労働省から、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付け事務連絡）が発出され、各都道府県が策定した「病床・宿泊療養施設確保計画」を、新たに「保健・医療提供体制確保計画」として充実するよう都道府県衛生主管部（局）等に要請があった。このことを受け、消防庁から「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」（令和3年10月1日付け事務連絡）を発出し、各都道府県において策定する計画に、迅速な入院調整等の方法を記載するに当たって、関係者との間で協議の上、適切な調整・連携を図り、必要な対応に努めるよう都道府県消防防災主管部（局）及び消防機関に依頼した。その後、B.1.1.529系統（オミクロン株）による感染拡大を受け、コロナ医療と救急

医療のバランスに留意した救急搬送受入体制の更なる強化など、保健・医療提供体制の強化等について、関係者との間での連携に努めるよう累次にわたり必要な対応を消防機関に要請している。

さらに、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、医療提供体制の強化等が示された。このことを受け、消防庁から「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」への対応について」（令和3年11月24日付け事務連絡）を発出し、都道府県内の医療機関や都道府県調整本部、保健所、消防機関等との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するよう消防機関に要請した。

令和4年9月には、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本特集において「感染症法」という。）に基づく省令の一部を改正し、全国一律で感染症法に規定する医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定することで、保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととされた。これに伴い、厚生労働省から、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け事務連絡）が発出され、当該見直しに係る運用等の詳細が示された。これらを踏まえ、消防庁から「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しへの対応について」（令和4年9月13日付け事務連絡）を発出し、感染症法上の移送について、届出の有無に関わらず、適用が可能であり、患者が救急要請を行う場合も含め、従前どおり移送の対象となることから、都道府県又は保健所等と消防機関とが届出対象外の患者の移送についての連絡調整を行うことが可能な体制の構築に努めるよう消防機関に要請した。

このような中、令和4年から令和5年にかけての冬期においては、新型コロナウイルス感染症について、令和4年の夏期を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、厚生労働省から「季節性インフルエンザとの

同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡）が発出され、「保健・医療提供体制確保計画」の一環として、新たに「外来医療体制整備計画」を策定することが都道府県衛生主管部（局）等に要請された。このことを受け、消防庁から「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備への対応について」（令和4年10月18日付け事務連絡）を発出し、発熱患者等の相談体制の強化と周知徹底等について、関係者との連携など必要な対応に努めるよう都道府県消防防災主管部（局）及び消防機関に依頼した。

（エ）救急搬送困難事案への対応

令和2年3月以降、発熱や呼吸苦などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈する傷病者への対応に関して、消防機関が受入れ医療機関の決定に苦慮する事案が報告された。

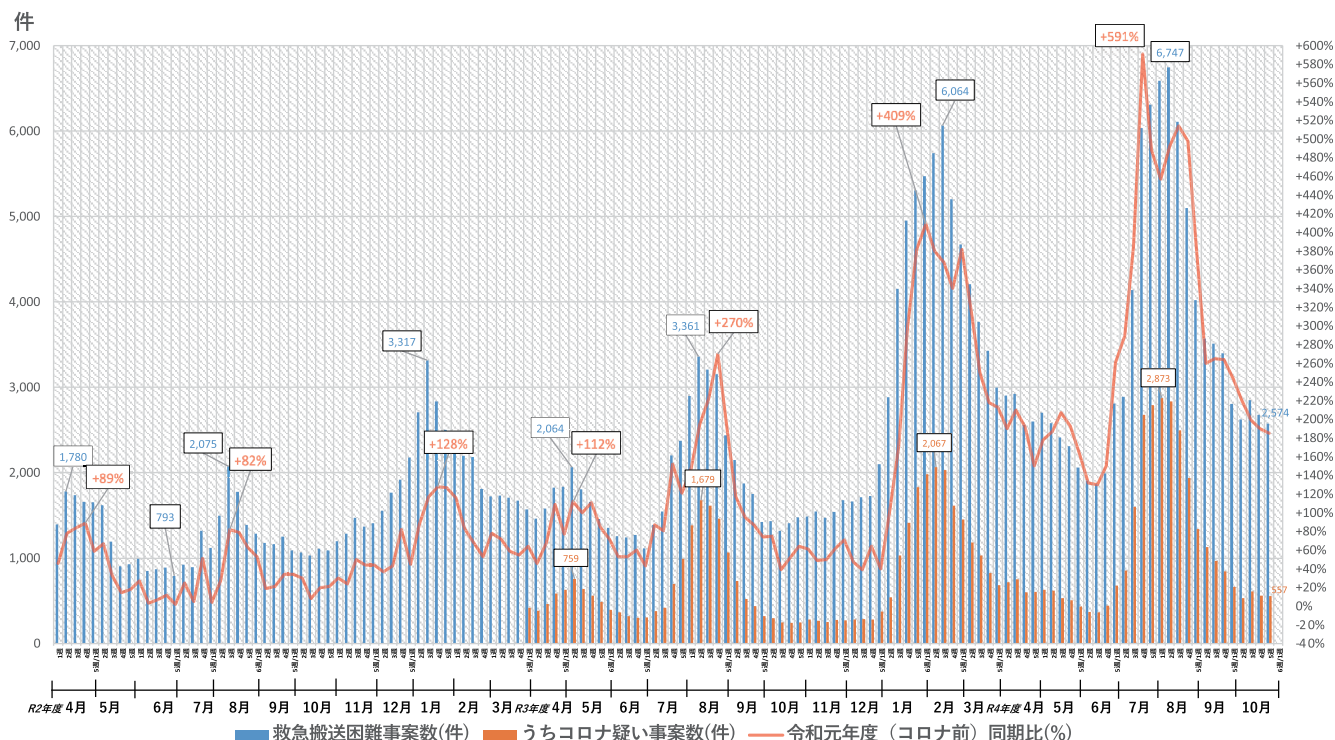
これを受けて、消防庁では、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について（依頼）」（令和2年4月23日付け通知）を発出し、全国52消防本部を調査対象として、救急

搬送困難事案の件数を把握している。これを踏まえ、消防庁において救急搬送困難事案の状況を厚生労働省と共有するとともに、都道府県消防防災主管部（局）に対し、衛生主管部（局）等との情報共有等や地域における搬送受入れ体制の整備・改善などの検討等に活用するよう依頼している。

また、令和3年9月8日には、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「緊急事態措置解除の考え方」が示され、その中の医療ひっ迫に関する指標（一般医療への負荷）の一つとして、救急搬送困難事案が掲げられた。当該調査を通じて把握した令和4年1月以降の救急搬送困難事案の発生件数を見ると、2月第3週まで増加し、その後、減少傾向となったものの、6月第4週からは再び増加し、8月第2週には6,747件となり、当該調査開始以降、最多件数となった。その後、対前週比ではおおむね減少傾向となり、10月第5週では2,574件となっている（特集2-2図）。

救急搬送困難事案への対応としては、令和4年1月以降、救急搬送困難事案が急増したことから、厚生労働省から、「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」（令和4年1

特集2-2図 各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）



（備考）1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁あて報告のあったもの。なお、これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。
 2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部
 3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案
 4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び都道府県等と状況を共有。
 5 この数値は速報値である。
 6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

月 20 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「現下の救急搬送困難事案の増加を踏まえた救急搬送の円滑化について」(令和 4 年 1 月 20 日付け事務連絡) を発出し、コロナ疑い患者かそうでないかに関わらず、救急医療が必要な患者に対して適切に医療が提供できるよう、医療機関等の関係者との間での連携など必要な対応に努めるよう消防機関に依頼した。

併せて、厚生労働省から、「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」(令和 4 年 1 月 28 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組について」(令和 4 年 1 月 31 日付け事務連絡) を発出し、救急患者を診察するスペースを拡充するなど、医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組を周知するとともに、引き続き、関係者との間での連携など必要な対応に努めるよう消防機関に要請した。

また、同年 7 月以降、オミクロン株 (BA. 5 系統) による新型コロナウイルス感染症患者数の急増や熱中症などによる救急件数の増加、救急医療機関の外来医療がひっ迫している状況などを踏まえ、厚生労働省から、「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制について」(令和 4 年 7 月 22 日付け事務連絡) が発出されたことを受け、消防庁から「直近の感染状況を踏まえた医療提供体制への対応について」(令和 4 年 7 月 25 日付け事務連絡) を発出し、引き続き、救急車の適時・適切な利用を地域住民に促す取組について推進するよう消防機関に要請した。

さらに、「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」(令和 4 年 7 月 29 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) において、都道府県が「BA. 5 対策強化宣言」を行い、特措法第 24 条第 9 項に基づく区域内の住民又は事業者への協力要請又は呼びかけを実施する事項の一つに「救急車の利用は、真に必要な場合に限ること」が示された。これを受け、消防庁から「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」への対応について(救急車の適時・適切な利用について) (令和 4 年 8 月 2 日付け事務連絡) を発出し、「BA. 5 対策強化宣言」を発出する都道府県において、引き続き、救急車の適時・適切な利用の推進とともに過度な受診控えを起こさない観点から、救急車の利用に関してわかりやすい情報

の提供に努めるよう消防機関に要請した。

加えて、「今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大及び季節性インフルエンザとの同時流行等による救急需要の増大に備えた救急安心センター事業(#7119) の全国展開に向けた取組について」(令和 4 年 10 月 18 日付け通知) を発出し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対策として、救急安心センター事業(#7119) の早期実施や体制強化等を都道府県消防防災主管部(局) 及び消防機関に要請した。

救急搬送困難事案の調査結果は、消防庁ホームページ上の特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策関連」を毎週更新し、最新の情報を掲載している。

イ 消防機関の業務継続等

(ア) 消防本部の業務継続等

消防機関は、新型コロナウイルス感染症発生時においても、救急業務をはじめ、必要な業務を継続できるようにする必要がある。

消防庁では、基本的対処方針、総務省対処方針及び消防庁対処方針の決定に併せ、各消防機関に対し、消防職員の健康管理の徹底や、必要な業務を継続できる体制の確保を累次にわたり要請している。

また、「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」(令和 2 年 6 月 30 日付け通知。以下、本特集において「6 月 30 日通知」という。) を発出し、消防本部において喫緊に取り組むべき当面の留意事項として、感染防止資器材の確保等について要請したほか、地方創生臨時交付金の活用事業例にその用途として、「感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等」が明記されたことを受け、適切な対応を各消防機関に要請した。さらに、「消防本部の業務継続について」(令和 4 年 8 月 8 日付け事務連絡) を発出し、6 月 30 日通知を参考に適切に対応することに加え、職員数の減少により消防本部内における対応のみでは災害等に対応できなくなる事態も想定し、近隣の消防本部や都道府県との間で相互応援体制等について改めて確認することを要請した。

(イ) 救急隊員等へのワクチン接種

令和 3 年 2 月より開始された初回接種(1・2 回目接種) では、消防庁において厚生労働省と協議の上、優先接種の対象となる範囲を①救急隊員、②救

急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）と整理し、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について（周知）」（令和3年1月15日付け事務連絡）により周知した。

令和3年12月より開始された3回目接種では、消防庁から「新型コロナワクチンの追加接種について」（令和3年10月1日付け事務連絡）を发出し、救急隊員等は住民接種の枠組みの中で接種が進められることを周知した。

令和4年5月より開始された4回目接種では、同年7月下旬に接種対象者に拡大され、医療従事者等が4回目接種の対象に含まれたことを受けて、消防庁において「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月22日付け事務連絡）を发出し、4回目接種の対象者に救急隊員等が含まれることを周知した。

（ウ）消防団活動における感染症対策

消防団員は、主に災害時の避難誘導や避難所運営支援の際などに、新型コロナウイルス感染症患者と接することが想定される。

消防団活動において感染者や濃厚接触者が発生していることを踏まえ、「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和2年12月1日付け通知）を发出し、感染防止対策を徹底するよう要請した。また、消防団員が感染防止に留意して活動できるよう、感染症に関する基礎的な知識や、消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例などを消防庁ホームページに掲載するとともに、通知を发出し周知を図っており、引き続き、対応を求めている。

ウ 救急救命士によるワクチン接種

令和3年6月に「新型コロナウイルス感染症のワ

クチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日付け厚生労働省通知）が发出され、一定の要件の下、救急救命士によるワクチン接種が可能になった。

これに伴い、消防庁からも「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について（依頼）」（令和3年6月4日付け通知）を发出し、予防接種の実施主体である地方公共団体の長から、救急救命士の活用に係る協力要請があった場合には、本来業務に支障を生じさせない範囲で、できる限りの協力を行うこと等を消防機関に依頼した。この結果、同年10月13日時点では、全国103消防本部における5,688人の救急救命士がワクチン接種業務に従事した。

なお、令和4年12月2日に成立した感染症法等改正法では、救急救命士によるワクチン接種に係る規定が設けられたところである。

エ 災害対応に係る感染症対策

（ア）災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策

災害が発生し避難所を開設した場合、多数の避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症等の感染が発生する懸念があることから、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るほか、避難所の衛生環境を整える必要がある。

消防庁においては、令和2年4月以降、内閣府や厚生労働省等と連携し、多くの避難所の確保の観点から、親戚や知人の家等への避難の検討やホテル・旅館の活用を促すほか、避難所の衛生環境の整備の観点から、避難者の健康状態の確認等に関する留意事項や発熱者等の滞在スペース確保を含む全体レイアウト例を示す等、適切な取組を要請するため通知等を发出しており、引き続き、対応を求めている（特集2-2表）。

特集 2-2 表 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な通知等

通知等の発出日	通知等の件名	通知等の内容
1. 避難所関連		
1- (1) 可能な限り多くの避難所の確保		
令和2年5月21日	「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」(消防災第86号等)	ホテル・旅館、各省庁及び独立行政法人等の所有する研修所・宿泊施設等を活用し、可能な限り多くの避難所を確保するための取組みを進めるよう要請。
令和2年5月27日	「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について」(消防災第97号等)	
令和3年8月3日	「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について(通知)」(消防災第110号等)	
1- (2) 避難所運営全般		
令和2年4月1日	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(消防災第62号等)	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、可能な限り多くの避難所の開設を図ることや、感染対策を徹底すること等を要請。
令和2年12月17日	「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」(消防災第206号等)	
令和3年5月13日	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」(消防災第58号等)	
1- (3) 避難所レイアウト		
令和2年6月10日	「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(消防災第114号等)	避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウト例について周知。
1- (4) 避難所開設・運営訓練		
令和3年6月16日	「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)について」(消防災第83号等)	避難所開設・運営訓練は、感染拡大防止に配慮の上、積極的に実施することが望ましく、訓練実施に当たって参考となるよう「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を発出して周知。
1- (5) ワクチン接種会場への避難所の開設		
令和3年6月10日	「避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について(周知)」(事務連絡)	避難所として開設予定の施設が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の会場でもある場合における留意事項を周知。
2. 自宅療養者等の避難支援		
令和2年7月8日	「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(事務連絡)	自宅療養者等について、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、適時適切に情報共有が図られるよう、災害時等における情報共有のあり方について検討するよう要請。
令和3年9月27日	「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(事務連絡)	
令和4年8月1日	「新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた自宅療養者等の災害時の対応について(周知)」(事務連絡)	
3. 経費の負担関係		
令和3年2月19日	「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について一情報共有及び避難所における対応の経費一」(事務連絡)	避難所において新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物資や資材の備蓄に要する費用等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であること等を周知。

(イ) 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止

新型コロナウイルス感染症の流行が継続していることから、救急以外の消防活動においても、万全な感染防止対策により、消防隊員の感染防止に努めることが重要である。

令和2年に出水期における河川の氾濫及び土砂災

害による大規模自然災害に備え、自然災害発生時の救助活動等及び大規模災害発生時の都道府県を越えた広域応援を行う緊急消防援助隊活動時における感染防止対策について通知を発出し、各都道府県消防防災主管部(局)長及び全国の消防本部に対して周知しており、引き続き、対応を求めている。

オ 危険物保安・火災予防等の消防法令に関する措置

(ア) 消毒用アルコールの増産等への対応

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物第4類のアルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えた。これを受けて、アルコールの取扱いにおける火災予防上の一般的な注意事項についてリーフレット（特集 2-3 図）を作成するなど広報啓発を行った。

また、消毒用アルコールの需要の増加により、その運搬容器について柔軟な取扱いを求める声があったことを踏まえ、消防庁では、令和3年8月から、「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、同検討会では、消毒用アルコールを収納するプラスチックフィルム袋をダンボール箱に緩衝材とともに収納した場合の性能試験の結果等を中間報告としてとりまとめた。消防庁では、これを基に運搬容器としての安全性を確認したことから、この容器を運搬容器として使用できるよう関係告示を改正する予定である。

(イ) 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点

から、レジカウンター等に飛沫防止用のシート（以下、本特集において「シート」という。）を設置する例が増えた。このような状況の下、商業施設のレジカウンターに設置されていたシートに、ライター等の火が着火する火災が発生した。当該火災を受け、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること等、シートに係る火災予防上の留意事項を周知している。

また、各業種の感染拡大予防ガイドラインにシートの火災予防上の留意事項を記載することについて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び関係府省庁に対し周知を依頼したほか、リーフレットを作成し消防庁ホームページ上で公開している（特集 2-4 図）。

(ウ) 感染拡大防止に伴う消防法令の運用等

基本的対処方針を踏まえ、人と人との距離を確保し接触の機会を低減すること等の対策が講じられたことに伴い、消防法令に定める講習の受講や点検報告など各種義務の履行等が難しい場合がみられた。

このため、消防庁においては、安定した受講機会の確保を図るため、オンラインによる危険物取扱者講習の本格導入を進め、令和4年度には41都道府県（令和4年10月1日現在）でオンラインによる受講が可能となっている。また、防火管理講習、自

特集 2-3 図 広報啓発用リーフレット



特集 2-4 図 広報啓発用リーフレット



衛消防組織の業務に関する講習及び防災管理対象物の防災管理に関する講習についてオンライン化を進めるため、オンライン化に当たっての留意事項等をまとめた「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を令和4年8月に作成し、講習を実施する団体に対して、ガイドラインを参考として、可能なものから順次オンライン化するよう依頼した。その他の講習についても引き続きオンライン化に向けて講習を実施する団体との調整を実施することとしている。

また、新型コロナウイルス感染症対策やデジタル社会実現の観点から、特に申請・届出が多い火災予防分野の事務において、マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した消防本部における電子申請等の早期導入を促進するための取組を進めている（詳細は特集4を参照）。